

令和6年度農業機械利用技能者養成研修（安全運転技能Ⅱ）【けん引】募集要項

1. 目 的

地域農業の担い手となりうる大規模経営を目指している農業者や集落営農組織のオペレーター等に対し、トラクタ等のけん引作業における安全運転操作講習を実施することにより、本県における農業機械の適正かつ安全な利用の推進を図ります。

なお、受講者はけん引免許（農耕車限定）技能試験を受験することができます。

2. 受講資格

認定農業者、認定新規就農者、集落営農法人等構成員、農地所有適格法人等従業員及び農業従事者（※）であって、県内に居住地があり大型特殊自動車（農耕車限定可）運転免許を取得している者。

※農業従事者の範囲は以下のとおりです。

①農作業請負組織のオペレーター等

②農業高校等の管理員

③上記以外の農業者

3. 受講者の選考

先着順ではありません。申し込みが定員を上回った場合は、研修希望調査書を参考に、認定農業者、認定新規就農者、集落営農法人等構成員、農地所有適格法人等従業員、農業従事者、過去に同講習の受講歴のある方、の順に決定します。申し込みが大幅に上回った場合、順位の低い方は選考から漏れる可能性や抽選により受講の可否を決定する場合があります。

4. 受講許可

願書の受付期間終了後、選考結果を通知します。

なお、受講を辞退する場合は、通知後10日以内に農業大学校へ必ず連絡してください。

5. 定 員

14名以内（本校学生及び研修生の受講を優先します。）

6. 受講料

2,090円（令和5年度実績）

※受講料については今後改定される場合があります。

7. 受講申込み

受講願書（第6号様式）と履歴書（第9号様式）及び研修希望調査書に運転免許証の写しを添付して、居住地を管轄区域とする農業改良普及センター、または農業大学校に提出してください。

受講願書の受付は令和6年11月22日（金）必着とします（※オンラインによる申し込みも受け付けますが、受付期間以降の申し込みは受付できません）。

8. 研修時期

回数	研修期間	技能試験日	免許交付日
第1回	令和7年1月	1月29日（水）	1月30日（木）

※日程等詳細は研修開講の約1か月前にあらためてお知らせします。

9. 内 容

日 程	内 容
1 日 目	関係法規・農作業安全・基本操作の講義、後退・S字走行練習
2 日 目	第1・2コース走行練習
3 日 目	第2・3コース走行練習
4 日 目	全コース走行練習
試験日	技能試験・適性試験（視力検査）
交付日	免許証交付（県運転免許センター）※技能試験合格者

10. 場 所 香川県立農業大学校大型農業機械実習場
（仲多度郡まんのう町四條）

11. 服 装 運転操作のできる服装、運動靴、カッパ（雨天時も実施）

12. その他

（1）技能試験の受験資格等

受験資格	住所（免許証の住所）が香川県内にあること。 大型特殊自動車免許（農耕車限定可）を取得していること。 ※大型特殊（カタピラ限定）免許取得者は受験できません。 視力が両眼で0.8以上、かつ1眼でそれぞれ0.5以上であること。 深視力が三桿法の奥行知覚検査器で3回検査し、その平均誤差が2cm以下であること。
手 数 料	試験手数料2,600円、交付手数料2,050円（令和5年度実績） ※手数料については今後改定される場合があります。
合格要件	装置を操作する能力、交通法規に従って運転する能力、運転姿勢、その他 自動車を安全に運転する能力について減点式採点法により実施し、70% 以上の成績であること

（2）研修に使用するトラクター

45馬力のキャビン付き大型トラクター及びトレーラを使用します。
自力でトラクターに乗車し、操作が行えること。

（3）個人情報の取扱い

お申し込みの際にご記入いただいた個人情報は、技能試験申込のため香川県運転免許センターに情報を提供します。また、選考の際の営農状況確認のため、居住地を管轄区域とする農業改良普及センターと情報を共有します。